

## 令和 8 年度 海業取組促進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務名

令和 8 年度 海業取組促進事業業務委託

### 2. 業務内容に関する事項

#### (1) 目的と概要

堺漁港では、遊休化が進む旧漁協施設や冷凍施設、荷捌き場などの既存ストックを再生・活用し、民間事業者が主体となり地域内外の関係者が一体となって海業拠点を整備・運営することを目指しています。これにより漁港の漁業上の利用を最優先に確保しつつ、地域資源の価値と魅力を活かした来訪、消費、交流の循環を通じて、地域のにぎわいや所得と雇用を創造し、水産物の安定供給に資することを目的としています。

今般、その目的を達成するために海業に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集します。

本公募は、令和 8 年度のみなべ町補正予算原案に基づいて行います。そのため、成立した予算の内容に応じて、事業内容や予算額等の変更がありますので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

#### (3) 契約上限額

金 7,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとする。ただし、以下の経費については町が負担する。

- ・先進地視察等に要する旅費（受注者の旅費は除く）
- ・メニュー開発等実証実験に要する謝金・需用費・役務費及び使用料（軽微なものは除く）

### 3. 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

みなべ町財務規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本町と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約締結をしないことがあるほか、本町が被った被害について賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

原則として、業務完了後、本町の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 再委託について

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定等の主たる部分については、受注者は再委託することはできない。

4. 応募資格・要件等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法の規定による更正手続きの開始の申立て、又は民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 破産法の規定による破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 国税及び地方税について滞納がない者であること。
- (7) 受託前後を問わず、本町と緊密な連絡調整が可能であること。
- (8) 同種業務の実績を有していること。

5. スケジュール

・公募開始（HP）	令和8年4月9日
・質問書提出期限	令和8年4月15日
・質問に対する回答	令和8年4月17日
・参加表明書提出期限	令和8年4月17日
・参加資格審査結果通知	参加表明受付後、速やかに通知
・企画提案書提出期限	令和8年4月21日
・選定結果通知	令和8年4月24日
・契約締結・業務開始	令和8年5月下旬頃

6. 応募手続きに関する事項

(1) 参加表明書（様式第1号）の受付

受付期間 令和8年4月9日から令和8年4月17日 午後1時必着

参加表明書を提出しない者はこれ以降の企画提案を行うことはできない。

(2) 質問の受付

受付期間 令和8年4月9日から令和8年4月15日 午後5時必着

質問はメールにて行うこと。（自由様式）

回 答 全参加者に対して、令和8年4月17日にメールで回答

(3) 企画提案書の提出

受付期間 令和8年4月9日から令和8年4月21日 午後5時必着

企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

- (ア) 本業務に対する考え方、実施方針
- (イ) 提案のセールスポイント
- (ウ) 本業務の実施方法、手法等
- (エ) 本業務にかかる実施体制、支援体制等
- (オ) 類似業務実績
- (カ) 提案見積、積算根拠

## 7. 選定に関する事項

### (1) 選定方法

審査は、提出された企画提案書をもとに企画提案審査会にて評価基準に沿って行い、評価点が最も高い提案者を受託候補者とする。なお審査の結果、評価点が最も高い提案者が複数いる場合は「企画提案事項」の得点が高い方を受託候補者とし、「企画提案事項」も同点の場合は、審査委員から意見を聴き副町長が順位を決定する。

### (2) 選定基準

審査は、別紙「評価基準表」により行う。

評価は各委員が行い、各委員の評価点の平均値を採用する。

なお、提出書類に虚偽の記載を行うなど、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為が認められた場合は、失格とし選定対象から除外する。

### (3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本町ホームページに掲載する。

## 8. その他

(1) 企画提案書等の作成に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) すべての企画提案書は返却しない。

(3) 提出された企画提案書は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しない(みなべ町情報公開条例に基づく公開を除く)。

(4) 期限後の提出、差替等は認めない。

(5) 提出・問合せ先

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

みなべ町役場 産業課 大木、岡本

TEL 0739-72-1337

E-mail [sangyo@town.minabe.lg.jp](mailto:sangyo@town.minabe.lg.jp)